

吉町
浄水場に

地震に強い配水池を建設しています。

吉町浄水場配水池 完成予想図



着工前



現況

上下水道部では、いつ起こるかわからない地震などの災害に備え、耐震性に優れた水道管(耐震管)への取替え工事や、浄配水場の耐震化事業を実施しています。

上下水道部の施設は、水を作る・水をためる・水を送り出すための「浄配水場」、水を各家庭や事業所に配る「水道管」が主な施設となります。

吉町浄水場は、平成24年7月から耐震化工事を行っており、現在配水ポンプ棟が完成し、今年度からは安定給水に必要な水道水をためておく配水池を建設しています。なお、場内にあった旧水道部庁舎は、平成27年1月に氷川町に移転しました。

建設中の配水池は、ステンレス製の円筒型配水池で、高さ約20m、直径約21m、貯水量が約5000m³のものを2基建設しています。

建設費用は約11.4億円(税抜契約額)で、平成32年2月末の完成予定です。

より災害に強い施設を
建設しています



水道管の耐震化への取組

上下水道部では、平成27年度に草加市水道事業基幹管路実施計画を策定し、災害時に第1避難所となる小中学校などの応急給水拠点や重要活動拠点となる市役所・病院などへの水道管を耐震管へ取替える耐震化工事を進めています。

水道管の耐震化とは、地震の揺れに伴い、管の破損や継手の離脱等の被害が生じない管に取り替えるもので、東日本大震災や熊本地震においても耐震管の被害の報告はされていません。

今後10年間で応急給水拠点への水道管の耐震化工事を進めていきます。

この事業は、主に皆様からの水道料金で実施するため、水道事業の経費削減をより一層図っていきます。

工事による振動や騒音などもありますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

地震に備えて
いるんだね!



水道耐震化プロジェクト
キャラクター
「Dr. すいどー」
水道のお医者さん



一般の水道管



耐震管

節水へのご協力 ありがとうございました。

平成29年7月5日から実施されていた荒川水系の取水制限については、降雨により貯水量が回復したことから、8月25日をもって全面解除となりました。

市民の皆様には、節水にご理解・ご協力いただきありがとうございました。引き続き、限りある水資源を有効活用していただきますようお願いいたします。



漏水調査を行っています!

水道本管および、その管から分岐されている給水管(水道メーター)までの漏水を早期に発見するため、市内の北東部(県道草加流山線より北側、東武伊勢崎線より東側)で漏水調査を行います。

調査中、水道メーターを調査するため宅地内に入らせていただくことがありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、調査員は上下水道部発行の「身分証明書」を携帯し、腕章を着用しています。



(調査方法) 路上→路面音調調査(昼夜間)
宅内→音調棒調査(昼間)

閩水道施設課 維持管理係 ☎925-3227

★ 水道出前講座 募集中 ★

上下水道部では、普段何気なく使用している水道水について知っていただくために職員を派遣する「水道出前講座」を実施しています。

申込み要件

市内在住・在勤・在学者で構成された10名以上のグループ

講座時間帯

午前9時から午後9時までの間の1時間程度(祝日、12月28日から翌年1月4日までは除く。)

会場及び運営

申し込みいただいたグループで、市内の会場をご用意ください。なお、当日の進行や運営はグループの方をお願いします。

申込み方法

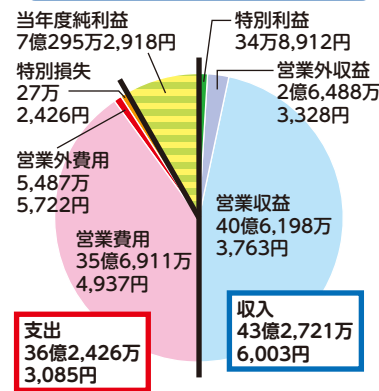
開催希望日の1か月前までに、所定の申込書を提出してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。担当までお問合せください。

閩水道総務課 管理係 ☎925-3132

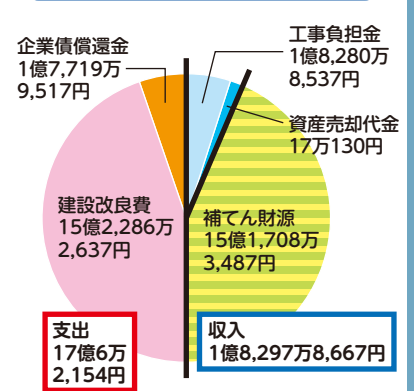


平成28年度 水道事業決算

収益的収入及び支出(税抜き)



資本的収入及び支出(税込み)



水道事業は、水道法に基づき「清浄な水を安定して供給する」ことを目的とした地方公営企業として運営されています。必要となる費用は、皆様の水道料金によってまかなわれています。(地方公営企業法により「独立採算制」を基本として事業経営を行うこととなっているためです。) ※市役所から独立して独自の計画と方針に基づいて経営を行うこと。

収益的収入及び支出

事業活動における収支のこと。水道料金収入や、県から水を購入する費用、電気料金など水道水を供給するための支出など。

資本的収入及び支出

設備投資のための収支のこと。水道水を長期的に供給するため、老朽化した施設の更新工事を行うための支出など。不足分は、企業内部で留保・積立した資金などにより補てんしています。

閩水道総務課 経営係 ☎920-5677

草加の水は安心して飲めます

平成28年度 水質検査結果

上下水道部では、市民の皆様安心して水道水を使っていただくため、定期的に水質検査を実施し、安全であることを確認しています。平成28年度の主な検査結果は次の表のとおりで、検査項目はすべて水質基準に適合しています。

また、水道水中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が設定した水道水の管理目標値を下回っています。

検査項目	単位	水質基準	吉町浄水場給水	中根浄水場給水	谷塚浄水場給水	旭浄水場給水	新栄配水場給水
水温	℃	-	18.9	18.7	18.1	17.7	17.3
一般細菌	個/mL	1mL中100以下	0	0	0	0	0
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	1.9	1.7	0.5	1.8	2.1
クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.005	0.005	0.001	0.004	0.003
ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ジブromクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.007	0.008	0.004	0.007	0.006
臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001	0.001	0.001未満	0.001	0.002
総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.021	0.021	0.011	0.019	0.016
トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ブromジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.006	0.007	0.002	0.006	0.005
ブromホルム	mg/L	0.09以下	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002
ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
塩化物イオン	mg/L	200以下	20.8	21.7	18.3	21.3	21.0
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.7	0.7	0.4	0.7	0.7
pH値	-	5.8以上8.6以下	7.4	7.6	8.0	7.5	7.3
味	-	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	-	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	5以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
残留塩素	mg/L	0.1以上	0.5	0.6	0.8	0.6	0.5

※水質検査結果は、市ホームページで閲覧できます。

平成29年度草加市水道事業水質検査計画の策定

水道法施行規則に基づき水質検査計画を策定しました。水質検査計画とは、今年度に行う水質検査項目、地点、回数などをまとめたものです(市ホームページで閲覧できます)。

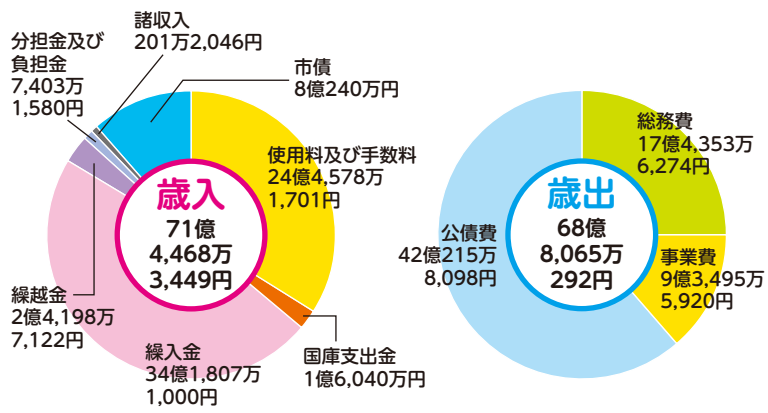
上下水道部では、安全な水道水をお届けするため、水質検査を定期的・計画的に実施しています。

水質検査計画の内容

○水質基準項目(51項目)のほか、水質管理目標設定項目等についても検査し、より高い安全性の確保に努めています。

閩水道施設課 浄水場係 ☎924-3807

平成28年度 下水道事業決算



下水道事業は、下水道法に基づき「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的とした事業です。必要となる費用は、皆様からの下水道使用料、下水道受益者負担金をはじめ、国庫補助金、一般会計繰入金、地方債によりまかなわれています。

歳入	歳出
事業活動における収入のこと。	事業活動における支出のこと。
下水道施設の新設・改築等に係るものは、国庫補助金、一般会計から繰入金、市債や受益者負担金など。維持管理に係るものは下水道使用料、一般会計からの繰入金などによる収入。	総務費は維持管理に係るもの、事業費は下水道施設の新設・改築等に係るもの、公債費は市債の元金や利子の償還に係るもの支出。

問下水道課 業務係 ☎922-2286

下水道を正しく使いましょう!

下水道に流してはいけないもの

- 油 ※紙や布に染み込ませ可成りごみとして捨てる。
- 生ごみ、たばこの吸い殻
- 布きれ・ペットシート・生理用品
- 土砂・石・ペット用トイレ砂
- ガソリンなどの燃料・薬品類
- ビニール袋・ラップ
- 大量のトイレトーパー

自分で行える維持管理

- 排水口の詰まり はずして中を清掃する。
- 洗面器の詰まり はずして中を清掃する。
- ラバーカップ
- 大便器の詰まり 水を流しながらラバーカップを上下に動かす。

●流れにくいとき

点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
①排水口	汚水が流れない	排水口の近くで詰まっていることがありますので、上記にある自分で出来る維持管理を行ってください。それでも流れない場合は、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡してください。
②接続ます	汚水が流れてこない	建物内・宅地内で詰まっている可能性がありますので、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡してください。
	汚水がたまっている	隣のます(下流側)を調べてください。
③最終ます	汚水が流れてこない	接続ますと最終ますのあいだで詰まっていますので、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡してください。
	汚水がたまっている	下水道本管が詰まっていることがありますので、下水道課に連絡してください。

●悪臭がするとき

※専門業者への依頼は、原則として有料となります。

点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
トイレ、洗面台の悪臭→排水口	トラップ内に水がたまっていない	トラップ内の水がなくなると悪臭がします。いつもトラップ内に水をためてください。
台所、風呂場の悪臭→接続ます	接続ますの中にごみがたまっている	接続ますの中にごみがたまり悪臭がします。月1回程度、付着しているごみ・汚物をブラシなどを使い清掃してください。

問下水道課 排水設備係 ☎922-2314

グリーストラップの適切な維持管理を!

グリーストラップは、主に飲食店などに設置され、厨房から出た排水中の油脂、残さ物などが下水道へ流れ込まないようにするための装置です。溜まっている油脂や残さ物などを除去せずに放置すると、それらが下水道へ流れ込み、本管が詰まる原因となります。装置が正常に機能するよう、定期的な清掃をお願いします。

【注意】

- ・清掃の際に発生した油脂などの処分は、専門の業者へ依頼してください。
- ・市では不定期にグリーストラップの清掃・管理状況を確認させていただくことがあります。
- ・維持管理を怠り下水道本管を詰ませた場合は、その原因者に下水道本管の清掃費用などを負担していただく場合があります。



※適切な維持管理がされていないグリーストラップ

問下水道課 施設係 ☎922-2387
問下水道課 排水設備係 ☎922-2314

下水道に異物を流さないで下さい!

昨年、市内で公共下水道本管が詰まりを起こした結果、広範囲の地域において、一時的に公共下水道の使用が出来なくなる事案が発生しました。

市で原因を調査したところ、幼児用の衣類(ビニール製)がマンホール内から発見されました。

このようなものを下水道へ流すと本管を詰ませ、周辺の使用者に対して多大な迷惑をかけることとなりますので、**公共下水道施設にはトイレトーパー以外のものは絶対に流さないようにしてください。**



※マンホール内から発見された異物

問下水道課 施設係 ☎922-2387

マンホール周りの損傷を発見した場合は、ご連絡ください!

市内の道路などに設置してある公共下水道のマンホールは、交通量が多い場所や工事から年数が経過した場所などでは、周りの舗装が損傷し、ひび割れや沈下などを引き起こす場合があります。

下水道課では、このような状況が発見した場合は、安全を確保するため修繕を行っていますので、舗装の損傷や異常を発見した場合は、ご連絡ください。なお、公共下水道のマンホール蓋の表面には「汚水」や「おすい」の表示があります。



問下水道課 施設係 ☎922-2387

※マンホール周りが破損している状態

公共下水道への積極的な接続を!

下水道が整備されることで、側溝や水路の悪臭防止につながり、その結果、生活環境が改善されますが、これらの効果を発揮させるためには、各家庭や事業所などから排出される汚水を下水道管に流す必要があります。

このため、公共下水道が整備されている地域では、浄化槽式トイレは、おおむね1年以内、くみ取り式トイレは3年以内に公共下水道に接続してください。なお、接続工事は草加市の指定排水設備工事店で行うことが義務付けられています。(指定排水設備工事店以外では工事を行うことができません)

工事費用は土地や建物の状況により異なりますので、指定排水設備工事店にご相談ください。

※市ホームページで工事店が閲覧できます。

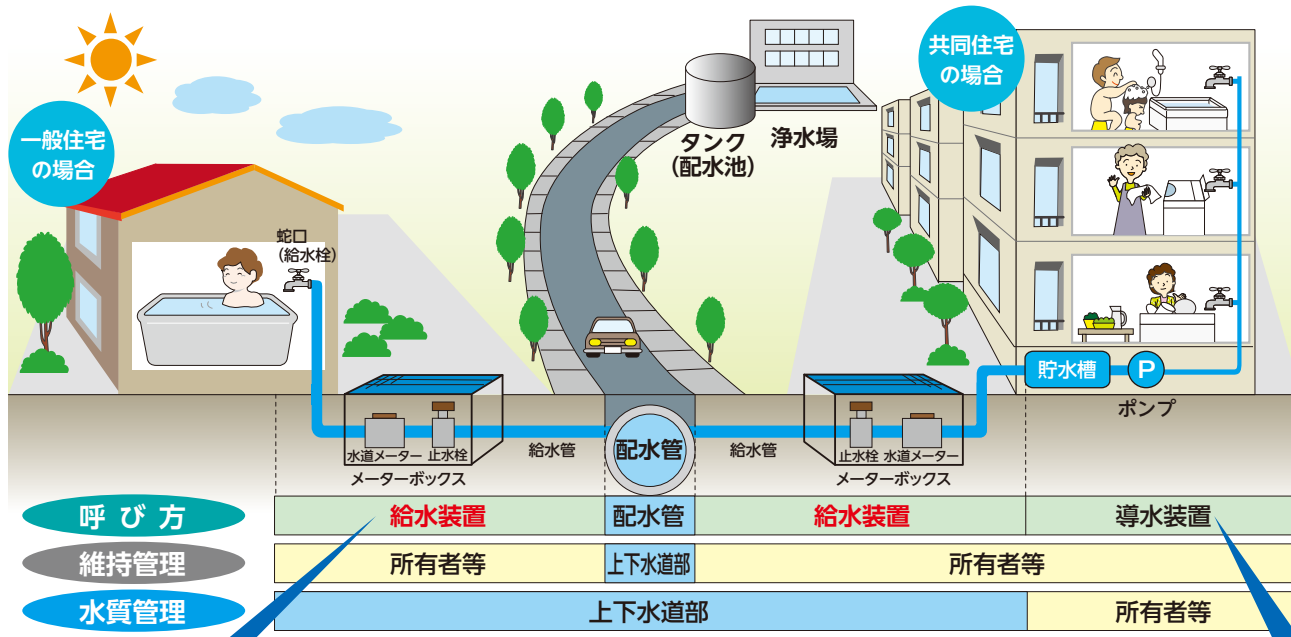
問下水道課 排水設備係 ☎922-2314

公共下水道への積極的な接続をお願いします。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

給水装置はお客様の財産です (水道メーターを除く)



水道メーターでチェック!

水漏れの点検方法

水道を使用していない状態で、水道メーターの中にあるパイロットが回転していないか確認してください。
※水を使っていないのに回転している場合は、水漏れの可能性があります。

給水装置とは？

道路の中に埋められた配水管から宅地内などに引き込まれた給水管と、これに取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめて給水装置と呼びます。

これらの給水装置は、お客様の利用形態や使用水量に合わせてお客様負担で設置しますので、お客様の財産となります。

※水道メーターは上下水道部から貸与しており、検針や取替えを行います。日常の管理はお客様にお願いしています。

導水装置とは？

共同住宅などの大型の建物では、貯水槽やポンプが設置され、建物内配管を経て各室の蛇口・シャワーなどから水道水を供給しており、これらを導水装置と呼びます。

導水装置の一部である建物内配管は建物の築年数とともに劣化が進み、配管内部のさび等により、にごり水や漏水が発生する可能性があります。万一、漏水等が発生すると居住者の生活に支障をきたすこととなりますので、計画的に建物内配管の取替えを行うなど適正な維持管理をお願いします。

給水装置・導水装置の修繕は？

お客様の財産である給水装置や導水装置が古くなったり、壊れたりした場合の修繕費用は、お客様のご負担となりますので、修繕内容や方法については、十分に検討ください。なお、一例として全体を取り替えることで、繰り返し修繕することを避けることができる場合もあります。

修繕などの連絡は、草加市管工事業協同組合、草加市水道事業指定給水装置工事事業者へお願いします。※市ホームページで業者が閲覧できます。

修繕に関すること(水漏れ・出水不良等)

問水道施設課 維持管理係 ☎925-3227

草加市管工事業協同組合 ☎927-2525

草加市水道事業指定給水装置工事事業者に関すること

問水道営業課 給水係 ☎925-3135

貯水槽の点検を！

導水装置の一部である貯水槽は、水道水を一度ためておく施設です。貯水槽から蛇口までは所有者が清掃や点検等の管理をする必要があります。

清掃や点検がきちんとされないと…

- 貯水槽のふたが開いて雨水やごみ・ほこり等が水道水に混入
- 貯水槽の亀裂からの漏水など

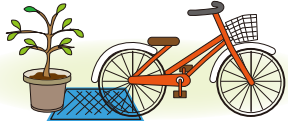
→異臭や水道水の安全が保たれない原因となります。

いつでも安全な水道水を利用するために、所有者は1年以内ごとに1回の清掃や、日頃から施設などの点検を忘れずに行ってください。

なお、近年貯水槽のポンプ故障等による給水停止事故が発生しています。建物の所有者は、故障時の緊急連絡先を共有スペース部分に表示し、また管理人が常駐していない建物の居住者の方は、緊急時の連絡先の確認をお願いします。

水道メーター検針時のお願い

メーターボックスの上や周りに物を置かないでください。



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。



メーターボックスの近くに犬をつながないでください。



増・改築などで、メーターボックスが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所に移設してください。



(工事費用はお客様のご負担となります)

上下水道部を装った訪問販売等にご注意ください!!

草加市や上下水道部を装ったり、依頼を受けたように思わせ、高額な費用を請求される等の被害が発生しています。

不審に思われたときは、草加警察署(☎943-0110)までご相談ください。



上下水道部では右記のようなことは行っていません

- 戸別訪問などによる水質検査
- 排水管などの洗浄を勧める
- 浄水器などの器具の販売
- お客様からの依頼のない点検
- 電話などでの調査

こんなときは、直通電話をおすすめします

※平日午前8時30分から午後5時までは代表電話(925-3131)の音声案内を経由せず、直接担当へ連絡できます。

- 引越などによる上下水道の使用開始、中止について
- 水道料金について(口座振替、支払方法、名義変更など)
- 水道メーターの検針について

→ 水道営業課 営業係へ ☎927-2220

- ご家庭などに水道を引き込むときの手続きについて
- 草加市水道事業指定給水装置工事事業者について

→ 水道営業課 給水係へ ☎925-3135

- 水道水のことについて(におい、味、色など)
- 水質検査について

→ 水道施設課 浄水場係へ ☎924-3807

- 水の出がよくないとき
- 道路上などの水漏れについて ※家の敷地内、宅内(トイレ・台所等)の水漏れは草加市管工事業協同組合(☎927-2525)で工事業者を紹介しています。

→ 水道施設課 維持管理係へ ☎925-3227

- 水道庁舎の会議室の貸出や出前講座について
- どこの担当かわからないとき(水道)

→ 水道総務課 管理係へ ☎925-3132

- 下水道工事について
- 下水道のマンホールから水があふれているとき

→ 下水道課 施設係へ ☎922-2387

- 公共下水道への接続について
- 敷地内の排水設備について

→ 下水道課 排水設備係へ ☎922-2314

- 下水道受益者負担金・下水道使用料について
- どこの担当かわからないとき(下水道)

→ 下水道課 業務係へ ☎922-2286

■上下水道料金は水道庁舎の窓口で一年中お支払いできます。

【受付時間】
午前8時30分から午後9時まで
※平日午前8時30分から午後5時までは水道営業課で、それ以外は宿直室で受け付けます。

■水道の使用開始・中止は、ホームページからも申し込みができます。

<http://www.city.soka.saitama.jp>